

# 森林土木工事及び森林土木工事に係る調査等業務における円滑な発注や施工体制の確保に向けた取組について

令和4年1月27日  
中部森林管理局

中部森林管理局では、森林土木工事及び森林土木工事に係る調査等業務を迅速かつ着実に実施するため、以下のとおり円滑な発注や施工体制の確保に向けた取組を進めています。

なお、詳細については、該当するそれぞれの入札公告及び入札説明書等で確認願います。

## 1. 発注準備段階における取組

### (1) 発注見通し等の速やかな公表の徹底

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け大臣官房経理課長通知）等の定めるところにより、予算成立後速やかに公表します。

また、受注者側の人材の早期確保及び資材調達への配慮、工事着手までの十分な期間の確保等に資することで、入札不調・不落を回避する観点から、予算成立前にあたっては、予算が成立し示達がなされることを条件とした「発注予定情報」を適宜公表します。

[https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/mitosyi/kyoku-syo.html](https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/mitosyi/kyoku-syo.html)

### (2) 施工時期等の平準化

施工時期等の平準化を図るため、適切な工期設定に資するため、予算が成立し示達がなされることを条件として入札公告を行うなど早期発注に努めるとともに、余裕期間制度の積極的な活用を図ります。

<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/keiri/attach/pdf/140129-sonota-2.pdf>

## 2. 入札・契約段階における取組

### (1) 総合評価落札方式（簡易型）の運用

簡易型総合評価落札方式により実施する工事にあつて比較的難易度が低いもののうち、次のいずれかに該当する場合は、技術提案（簡易な施工計画）の評価を省略し、技術提案の提出を求めないこととします。

(ア) 予定価格が1億円未満の工事

(イ) 継続の事業箇所で既施工箇所と施工内容が類似するなど、特に技術提案を求める必要がないと認められる工事

### (2) 競争参加資格等の要件緩和

施工実績を有することを求める同種工事の範囲については、当該工事の種別、規模等に応じて柔軟に設定します。

### (3) 競争参加資格確認資料等の簡素化

工事カルテの写しなどの添付資料について、内容に異同がない場合に限り、当該年度において提出した当該資料をもって提出を省略することができます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/attach/pdf/osirase-15.pdf>

(4) 現場代理人の常駐に係る取扱いの緩和

現場代理人の常駐については、国有林野事業工事請負契約約款第10条第3項において、工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていると認められる場合に、現場代理人の常駐を要しないこととすることができます。

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人等を兼務する場合は、兼務する工事の件数が2～3件程度、また現場間の移動時間が概ね1時間程度の場合で、発注者等の要請で工事現場に速やかに向かう等の対応が行えることを条件とします。

<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/keiri/attach/pdf/140129-sonota-1.pdf>

(5) 主任技術者の専任に係る取扱いの緩和

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、建設業法施工令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。

この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事数は、専任が必要な工事を含む場合は原則2件程度とします。

(6) 監理技術者の専任義務の緩和に係る要件

監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、同法で定める「準ずる者」として別途示す知識及び能力を有する者として認められる者を当該工事現場に専任で置くときの監理技術者「特例監理技術者」は、専任でなくともよい取扱いとします。

<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/attach/pdf/osirase-14.pdf>

(7) 評価基準の取扱い

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種講習会、研修会等の中止等がなされ、技術者等の継続教育（CPD）に取り組む機会が減少しています。

この状況を鑑み、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに入札公告を行う工事または調査等業務における総合評価落札方式の評価基準について、「過去1ヶ年度」の代わりに「過去2ヶ年度」とします。

### 3. 設計積算段階における取組

(1) 現場条件等を踏まえた適正な予定価格の設定

(ア) 石材、生コンクリート等の主要資材における見積りの活用

現地での荷渡し場所等の条件を明示した上で、工事毎の見積りを徴収するなどにより実勢価格を反映した設計単価を採用します。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin\\_doboku/attach/pdf/sinrin\\_doboku-8.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-8.pdf)

(イ) 支障木処理に係る見積りの活用

支障木の状態から明らかに販売の対象とならない、少量で販売が見込めない、工事発注時期との関係から販売が困難であるなどの場合は、工事において支障木の伐倒処理を行う

こととします。伐倒処理費は、契約後において発注者側からの提示額、若しくは受注者側において林業事業者等から見積りを招集するなどにより実勢価格を提示いただき、設計単価に採用します。

また、支障木処理に必要な期間は、工期変更の対象となります。

[http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/sonota/other/attach/pdf/sekisan-52.pdf](http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/sonota/other/attach/pdf/sekisan-52.pdf)

## (2) 工事価格の補正

### (ア) 週休2日

全ての工事において、当初積算時から4週8休以上の徹底を前提とした補正係数により工事費の積算を行い、受注者希望方式として発注しています。

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan\\_kijun-316.pdf](http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-316.pdf)

### (イ) 熱中症対策

近年の夏期による猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に資するため、日最高気温の状況に応じた現場管理費率の補正を行います。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/attach/pdf/osirase-17.pdf>

## 4. 施工・業務履行段階における取組

### (1) 航空レーザ計測データの活用

航空レーザ計測データを活用した森林土木工事の施工や構造物の管理、調査等業務の測量設計データや施設計画などへの地理情報の整備に積極的に取り組み、工事実行や施設管理などの効率化を図ります。

また、航空レーザ計測データを活用して工事または調査等業務を実施した場合は、その活用状況や汎用性等を総合的に判断した上で、それぞれの成績評価において加点評価を行います。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/attach/pdf/osirase-21.pdf>

### (2) 工事現場の遠隔臨場の試行

監督職員等が工事現場で行う段階確認、材料検査、立会等について、受発注者の業務効率化を図るため、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して行う遠隔臨場を試行します。

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan\\_kijun-292.pdf](http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-292.pdf)

### (3) 受注者との協議の迅速化

事業の円滑な実施のため、受注者から協議等があった場合には、ワンデーレスポンスを徹底し、書面等により速やか、かつ適切な回答に努めます。

### (4) 情報共有システムの試行

工事及び調査等業務において、施工管理等の効率化を図るため、受発注者間の情報共有システムを積極的に活用します。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin\\_doboku/attach/pdf/sinrin\\_doboku-7.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-7.pdf)

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin\\_doboku/attach/pdf/sinrin\\_doboku-6.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-6.pdf)

## 5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底

円滑な発注及び施工体制の確保に向けた各種取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するとともに、当該対策に係る費用を上乗せするなど柔軟に契約変更を行うものとするほか、一時中止等の希望があれば工期変更を行うなど必要な措置を適切に実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う資金需要の増加を踏まえ、円滑な工事代金の流通によって施工体制の確保を図るため、前金払及び中間前金払の活用推進に取り組みます。

お問合せ先

経理課・治山課・森林整備課

(ダイヤルイン) 050-3160-6500 FAX 番号 026-225-6112